

地方自治体から見た公営住宅と福祉施設の 併設事業の評価

キーワード：地方自治体、公営住宅と福祉施設の併設、評価、アンケート調査、
地域住宅交付金、地域住宅計画

1. 研究の背景と目的

平成 14 年から国の方針により、住宅部局と福祉部局との連携を図るべく、大規模公営住宅団地の建替えの際には福祉施設との併設が原則化された。そして平成 17 年、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（地域住宅特別措置法）」が成立し、地域住宅交付金が創設された。この制度が創設された背景には、地域における住宅のニーズの多様化と補助金改革がある。従来の補助金制度から新たに交付金制度へ移行したことで、併設事業も含め地方自治体による地域の需要・特性に応じた住環境整備を進めることが期待されている。

本研究では、全国の地方自治体から見た公営住宅と福祉施設の併設事業の評価について調査し、

- ・ 併設の実施状況
- ・ 併設事業を行っていない地方自治体が実施しない理由
- ・ 地域住宅交付金制度と地域住宅計画の評価・問題点等

を明らかにすることで、併設を促進させるための方策について検討する。

2. 研究方法

全国の地方自治体にアンケートを送付し、回答を得た。発送数は計 93 であり、調査対象は 47 都道府県および、東京都を除く県庁所在地 46 市である。アンケート表は 15 項目とその他からなる。

はじめに当該自治体を公営住宅の新規建設・建替えにおいて、福祉施設の併設の、実績がある、検討中である、実績もなく検討もしていない、の 3 グループに分類し、該当する質問に答えて頂く。

以上のアンケート調査により、併設の現状や問題点、および地域住宅交付金制度（地域住宅計画）の評価を把握する。

3. 結果と考察

- ・ 現在、都道府県レベルでは実績のある自治体は約 37% しかないが、検討中を含めると約 6 割の自治体が併設に前向きである。市レベルになると、55% の自治体は既に併設を行っており、都道府県よりも積極的に取組んできたと言える。検討中の自治体も含めれば、全国で約 55% の自治体が併設に取り組んでいるといえ、今後の更なる促進が期待される。
- ・ 併設事業を行っていない地方自治体が併設を実施しない理由としては、公営住宅新規建設・建替えの予定がない、既存施設のみで十分と考えているから、福祉担当部局との連携不足が挙げられる。
- ・ 地域住宅交付金制度（地域住宅計画）の評価について、現段階では交付金制度により確実に併設が促進されるとは言えないことが明らかになった。また、国比率、基幹事業と提案事業の国費率の割合・位置付けに関する改善の要望があった。

以上の結果より、併設を進める上で、地方自治体と国それぞれに課題があると言える。自治体に関しては自治体内部および外部双方との連携を図らなければならず、一方国は今後併設をより促進させるための制度改革を行う必要があると考える。